

バリアフリー対応に取り組む観光施設を認定する仕組み(案)

認定を行う趣旨

- 施設の設備やサービスが一定の水準を満たすことを表示するのではなく、高齢者、障害者等のバリアフリー対応を必要とする利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、積極的に何らかの工夫に取り組んでいることについて表示することを目的とする。

認定対象

宿泊施設



飲食店



観光案内所



認定基準

- 高齢者、障害者等が対象となる観光施設を安全で快適に利用できるよう、以下に掲げる措置をすべて行っていること。
 - ① 備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、**高齢者、障害者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫**を行っていること

例：移動式のスロープ、発達障害者向けのパーテーションの貸出し、聴覚障害者向けにテレビの字幕を表示できるリモコン、室内信号装置の備付け、筆談器具・コミュニケーションボードを用いた施設の案内、車椅子利用者の介助 等
 - ② 施設の従業員に対し、高齢者、障害者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等**バリアフリーに関する教育訓練**を行っていること

例：自社の職員に対し、年に一度、障害者の顧客へのコミュニケーションやサポートの仕方に関するセミナーを実施していること、手話通訳士の資格を持った職員を雇用していること 等
 - ③ **自らのウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していること**

例：予約サイトにおいて自社の施設におけるバリアフリー情報を発信していること 等

